

経営戦略

岩手県釜石市
公共下水道事業

第1 下水道事業の現状と課題

(1) 行政人口と需要

当市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所による行政人口の推計では、平成27年度末35,547人から平成37年度末には29,378人となる見込みです。

平成27年度末における下水道の計画人口及び処理人口はそれぞれ24,841人、21,686人で整備率は61.0%、また水洗化人口は17,771人で水洗化率は81.9%となっており、東日本大震災で被災した鶴住居・片岸地区や平田地区を新たな排水区域とし、管渠整備を順次拡大しながら普及を進めています。

有収水量については、水洗化を促進することにより増加する傾向にありますが、行政人口の減少に比例して水洗化人口の減少や市民の節水意識の高まりや節水器具の普及に伴い、大幅な増加は見込めないものの、最低限の経費分を基礎使用料とし、1㎡から従量制を適用させる使用料体系にしたことで、大幅な減収とならないよう改定を行ったところです。

(2) 下水道施設

当該事業は昭和53年12月に大平処理場が供用を開始、昭和55年4月に上平田処理場、そして、平成29年12月（仮設の一部供用は、平成28年12月）からの供用開始となっております。

大平処理場は、平成23年3月に東日本大震災の津波で被災しましたが、平成26年4月に本復旧しています。

しかし、津波の影響が随所に残っており、今後は長寿命化と併せ、点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定し、老朽化対策を実施していく必要があります。

上平田処理場については、震災後の復興事業において、大平処理場との統合が可能となったことから、費用対効果を検討しつつ、早期に大平処理場との統合を進めていきます。

鶴住居処理場は、震災後の復興事業において建設しており、フル稼働まで段階的に稼働することとなっておりますが、栗林農業集落排水を受け入れることで検討し、効率的な稼働を目指してまいります。

(3) 災害・危機管理対策

災害が発生した場合は、被災した下水道施設の特定を行い、影響を受ける範囲を把握し市民に周知するとともに、応急対策を実施する必要があります。

東日本大震災を教訓に、「災害時対応マニュアル」に基づいた応急対策が出来るよう、日頃から危機管理に努めてまいります。

(4) 下水道事業の経営

事業開始から約60年が経過した現在、未普及地域における管渠布設等の整備事業については向こう10年間で概成させる一方で、維持管理面においては老朽化していく管渠、施設等の長寿命化等を検討・実施していかなければならない時期を迎えています。

これらを滞りなく実施していくため、今後も財政的に多額の支出が必要となることを見込まれます。

それに対し、収入面においては、有収水量の将来的な増加は見込めないことから使用料収益の増収が期待できないため、今後、事業を継続していくための財源確保については、かなり厳しい状況にあると言えます。

このような状況を踏まえ、釜石市施設総合管理計画に計上することで、事業の将来像や運営方針を明確化し、より適切に施策を推進するとともに、効果的・効率的な事業の運営を図る必要があります。

(5) 不明水の実態把握

現在の有収率は、東日本大震災の津波の影響を受けた管渠から海水の影響があり、壊滅的な状況にありますが、復興事業に併せた管渠の入れ替えを図るとともに、計画的な管渠の布設替えを行うことで地下水の流入を抑えるよう努力してまいります。

また、雨樋等の誤接続が無くなるよう啓発活動にも努力してまいります。

(6) 人材育成

研修に積極的に参加することで職員の技術力・知識の向上を図っていく必要があります。

第2 経営の基本方針

(1) 生活の安心が確保されたまちづくり～公共施設や生活インフラの再建～

- 未普及地区の下水道整備を行い、安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造します。
- 下水道整備の早期概成を実現するためのアクションプランの実施を行っていきます。
- スtockマネジメントを導入し、施設の点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定し、適正な維持・更新をしていきます。

(2) 災害に強く環境に配慮したまちづくりの推進

- 鈴子、鶴住居、中妻、大町排水区域内の雨水を速やかに排除し、浸水から地域を守ります。

第3 計画期間

平成29年度から平成38年度まで 10年間

第4 投資・財政計画 (別紙)

(1) 投資についての説明

- 建設改良費を年間約4億円と定め、未普及地域への整備事業や施設の維持・更新を行います。

(2) 財源についての説明

○ 収益的収入

当該事業における主な収益的収入は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計補助金及び長期前受金戻入となっています。

そのうち、使用料については、平成28年度に節水機器や人口減少に対応した体系としたところで、3年から5年を目途に見直すこととしています。

また、滞納に関しては、水道事業所と協力し、早期に徴収することに努めるとともに、場合によっては滞納整理を行うなど、負担の公平性を保つよう努力していきます。

一般会計補助金については、分流式の地域の不明水を減らすため、老朽管の布設替えを行うとともに雨樋等の誤接続を調査し、改善を図る等、公営企業の原則である独立採算を目指し努力していきます。

○ 資本的収入

資本的支出(投資)に係る財源については、国土交通省の「社会資本整備総合交付金事業」による国庫補助金を事業費の1/2程度見込んでいるほか、企業債の借入、受益者負担金及び損益勘定留保資金での財源確保を見込んでいます。

また、企業債の償還については、損益勘定留保資金及び一般会計出資金を充当する形となっています。

一般会計出資金については、企業債償還に係る操出基準分(国が示す操出基準に基づく繰入)に加え、経営の安定を図るため基準外での出資金を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画の前提条件

収益的収支については、平成27年度までの実績とともに、平成28年度の決算見込みを考慮し、算定しています。

使用料収益では、将来の水需要に基づくとともに復興事業で新たな処理区となった鶴住居・片岸地区や平田地区に住宅を再建される方々の使用料も段階的に見込んでいます。

なお、人件費や物件費等の物価上昇は見込まず、現状の水準で推移するものとしています。

(4) 復興交付金による事業費

復興交付金による事業は、釜石市復興まちづくり基本計画により平成32年度までの事業を見込んでいます。

第5 効率化・経営健全化の取組

(1) 組織、人材、定員に関する事項(組織・機構・人員の適正化)

- 事業規模や業務内容を常に把握し、組織形態や職員数と業務量の整合性を図っていきます。
- 慣例にとらわれず業務内容や手法を見直し、効率化を図ります。
- 公営企業法を一部適用していることから、在籍している職員には専門知識の習得なども求められます。今後は、これまで以上に各種研修に積極的に参加する必要があるため、岩手県市町村振興協会や岩手県下水道公社の研修費助成制度を活用し、企業職員としての経営感覚の向上や職員の育成、資質の向上に努めます。

(2) 最適化に関する事項

当市の処理施設は、大平処理場、上平田処理場、鶴住居処理場の3つがあります。

このうち、上平田処理場は大平処理場と統合することで、改修費及び維持管理費の抑制に努めていきます。

(3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

○ 水道事業と合わせた使用料徴収、滞納整理、窓口の包括的委託の検討

使用料に係る業務は、現在水道事業所に委託していますが、他市町村で導入している民間企業における包括的な委託が窓口サービスや収納率向上等成果をあげていることを鑑み、今後導入について水道事業所と共に検討することとします。

○ 施設の包括的委託

処理場やマンホール式ポンプ等の施設に係る管理業務等については、建設当初から民間企業に委託していますが、委託期間を単年度ではなく複数年契約とすることで、計画的な管理計画を作成することができ、委託金額を抑制できる可能性を検討することとします。

(4) その他の経営基盤の強化に関する事項

○ 不明水対策の推進

不明水は、経営の悪化の原因になるとともに、処理機能の低下などへの影響が懸念されます。

当市の不明水の多くは、老朽化した管渠から地下水等の侵入水が入り込むもの、雨樋等誤接続によるものが考えられます。

前者は、計画的な布設替えを行うこと、後者は、公設枘の点検を行うことで解消するよう努力していきます。

○ 滞納整理の強化

税務課収納係の職員2名に兼務辞令を発令し、滞納整理にあたることで、収納率の飛躍的な向上が達成できています。今後も、引き続き努力していくことで、負担の公平性を高めていきます。

(5) 資金不足比率の見通し

現時点においては地方財政法に定める資金の不足は発生しておりませんが、今後も資金不足の状態に陥ることのないよう財政状況の健全化に努めます。

(6) 資金管理・調達に関する事項

減価償却費等によって生じる内部留保資金の見通しを適切に見積もること、また、その留保資金の中で今後の事業を行っていくことを基本的な方針とします。

事業の運転資金に影響する現金収支に関しては、決算書上の損益ではわかりづらいためキャッシュ・フロー計算書により資金増減の要因について検証を行います。

(7) 情報公開に関する事項

当該事業は、接続や利用にあたってのマナーをはじめ、市民の皆様の理解と協力が不可欠な事業です。

このことから、利用者に対し市ホームページや広報を通じ、伝えたい重要な情報についてわかりやすく伝えていくよう努めます。

また、情報を発信するだけでなく、双方向的な広報活動を実施し、市民のニーズに十分応えることが出来るよう情報公開に努めます。

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

当該事業を実施する意義として、地域住民の生活及び事業者が行う生産活動から生ずる汚水等を処理することにより周辺地域の主に衛生面での生活環境を改善することや、雨水を排除することによる浸水対策、生活排水等を終末処理場により処理したのちに河川・海等へ放流することから、公共用水域の水質が保全されることが挙げられます。

地域住民の快適で衛生的な生活を確保するための必要不可欠なサービスであると考えます。

(2) 公営企業として実施する必要性

当該事業は施設の建設に巨額の資金を必要とし、その投下資本の回収に長期間を要することから民間資本の進出が期待できないこと、また、日常生活の環境整備の面から地方公共団体が行う一般行政事務と密接な関連に基づき実施する必要があることなどから、公営企業として実施する必要があると考えます。